

8自治体目



パートナーシップ宣誓制度

鹿児島市と都市間相互利用を開始します



福岡市は、平成30年4月に全国でもいち早くパートナーシップ宣誓制度を導入し、その普及に努めるとともに、令和元年10月には、全国初の取組として熊本市と連携協定を締結するなど、制度の都市間相互利用の拡大に積極的に取り組んでいます。

このたび、令和4年2月1日に鹿児島市と「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定書」を締結します。これにより協定締結都市は8都市となり、引き続き、全国最大の連携ネットワークとなります。

今後も、令和4年4月にパートナーシップ宣誓制度の導入が予定されている福岡県をはじめ、他の自治体との協力・連携を進め、性的マイノリティの方を支援する環境づくりを目指します。

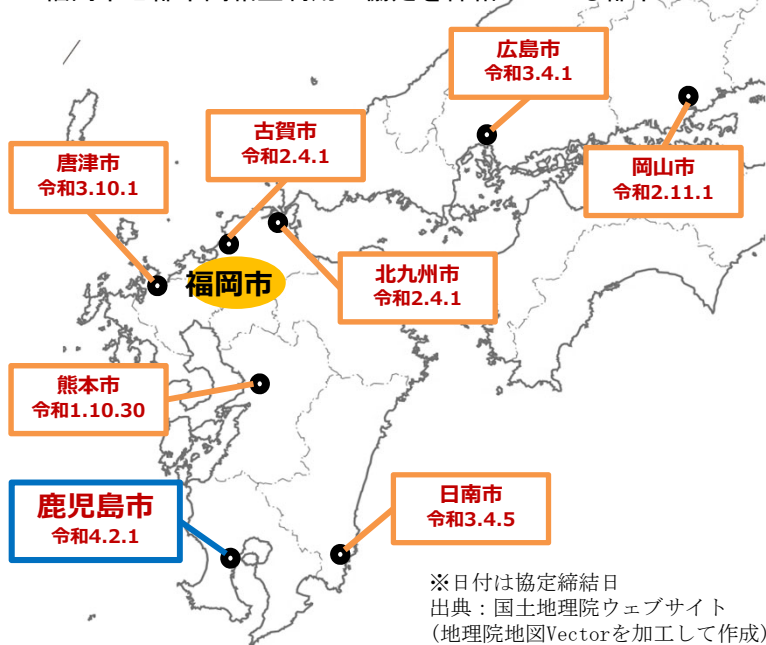
■パートナーシップ宣誓制度とは

互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的に共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二人が、互いのパートナーであることを市長に対して宣誓する制度。

宣誓をした二人に対しては、パートナーシップ宣誓書受領証を交付しています。

(福岡市の受領証交付件数 115組(令和4.1.24現在))

〈福岡市と都市間相互利用の協定を締結している都市〉



■相互利用の概要

福岡市又は鹿児島市でパートナーシップ宣誓を行った市民が、2都市間で転居（住所変更）をする場合、転出時に継続使用申請書を提出するだけで、転入先での新たな宣誓をすることなく、転入先でのサービスを受けることができます。

■福岡市で受けられるサービス

市営住宅等の入居や、平尾霊園合葬式墓所の申し込み資格が、婚姻関係（事実上の婚姻関係を含む）と同様に取扱われます。

【鹿児島市の担当課】

○鹿児島市市民局人権政策部人権推進課
TEL : 099-216-1232 FAX : 099-216-1207

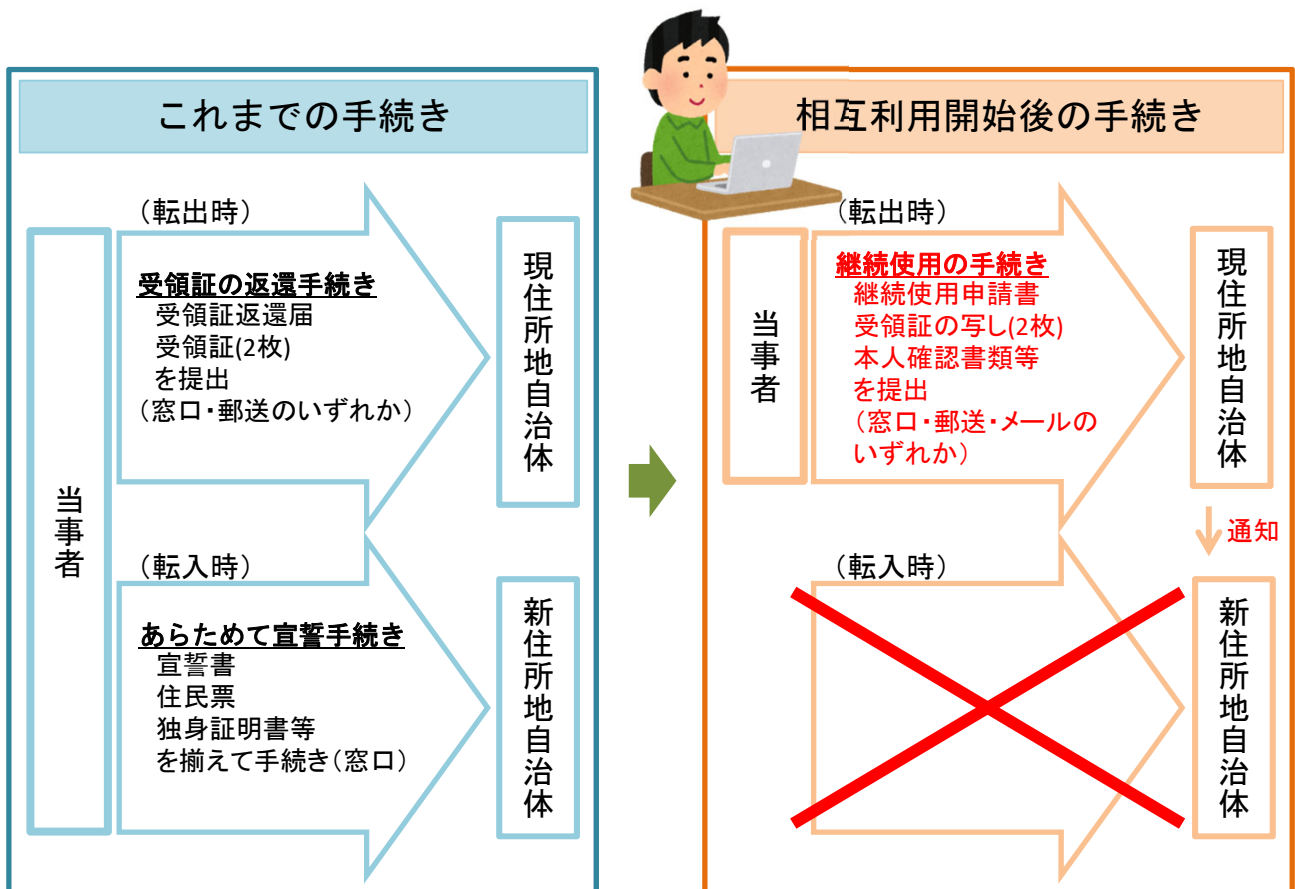
【問い合わせ先】

市民局人権部人権推進課 前野・村上
TEL 092-711-4338 (内線1891) FAX 092-733-5863

■当事者の負担を軽減

福岡市が宣誓の証として交付した受領証は、福岡市域内のみ有効で、市外へ転居した場合は受領証を福岡市に返還する必要があります。制度の利用を望む当事者にとっては、転出のたびに返還の手続きや受領証の交付で各自治体の窓口へ赴く必要があることから、自分のセクシャリティがさらされる不安など精神的負担も強いられることになります。

そこで、都市間相互利用を開始することにより、手続きが簡略化され、**郵送やメールでも可能となるため、当事者の煩雑な手続きや精神的負担が大幅に軽減されます。**



■パートナーシップ宣誓制度の導入自治体(全国147自治体)

● 主な導入自治体

【政令市】札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、**岡山市**、**広島市**、**北九州市**、福岡市、**熊本市** (20市中16市が導入)

【九州・沖縄地方】**古賀市**、佐賀県、**唐津市**、大津町(熊本県)、長崎市、臼杵市、宮崎市、延岡市、**日南市**、えびの市、木城町(宮崎県)、新富町(宮崎県)、**鹿児島市**、指宿市、那覇市、浦添市

※ 下線部は、福岡市と都市間連携を締結している都市
(令和4.1.4時点 渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査調べ)